

## 改元・10連休にかかわる各種対応について

新天皇の即位日となる2019年5月1日(水)に改元が行なわれ、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」が公布・施行されたことにより、2019年4月27日(土)から同年5月6日(月)にかけて10連休となります。

当社においても、お客さまに極力ご不便をおかけすることがないように準備を進めておりますが、一部やむをえずお客さまにお手数をおかけする場合がございます。

以下のご留意事項をご参照のうえ、何とぞご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 1. 10連休にかかわるご留意事項

- (1) 当社は4月27日(土)から5月6日(月)まで、終日休業となります。期間中、お電話による相談窓口(0120-255-400)は受付専用となります。
- (2) 各種お手続きやお客さまあて送付物の到着まで、通常よりもお時間をいただく場合がございます。
- (3) 保険金等のご請求のお手続き日によって、着金日が連休明けの5月7日(火)以降となる場合がございます。

### 2. 改元にかかわるご留意事項

- (1) お客さまにご記入いただく書類等について、新元号「令和」のものをご用意するためには一定の時間を要することから、5月1日以降も「平成」表記のものがお手元に届く場合がございますのでご了承ください。
- (2) 「平成」表記の帳票類は、改元以降も引き続きご使用可能です。詳細は「よくあるお問い合わせ」をご参照ください。
- (3) 改元に関して当社職員・代理店が特別なお手続き(キャッシュカードをお預かりする等)をお願いすることはございませんので、詐欺等の金融犯罪にご注意ください。

よくあるお問い合わせ

Q 1	2019年5月以降も、「平成」表示の保険契約申込書・契約内容変更届出書・意向確認書兼契約内容確認書で手続きしても契約手続きは有効か？
A 1	改元後の5月1日以降に「平成」の表示にて保険手続きを行なった場合も、保険手続きは有効であり、保険契約の有効性への影響はありません。 なお、 4月30日までは、新元号となる5月1日以降の日付についても「平成」表示にて保険手続きを行なわせていただきます。5月1日以降は、原則、新元号「令和」にて保険手続きを行なわせていただきます。 また、既に「平成」の元号が印刷されている保険契約申込書、契約内容変更届出書等を使用する場合は、原則、当社にて元号表示を新元号「令和」に訂正、もしくは「平成」のまま使用させていただきます。
Q 2	2019年5月以降も、「平成」表示の保険証券・異動完了通知は有効か？
A 2	有効です。 ・4月30日までに発行する保険証券等は、「平成」表示にて作成します。 例) 保険期間 平成31年5月1日から平成32年5月1日まで ・5月1日の改元後に発行する保険証券等は、「令和」表示にて作成します。 例) 保険期間 令和1年5月1日から令和2年5月1日まで ・お客さまにお届けする満期のご案内、ご契約内容のお知らせ等の元号表示につきましても、作成時期により、新元号となる5月1日以降の日付についても、「平成」表示でお届けする場合があります。
Q 3	新元号表示の保険契約申込書を新元号公表後すぐに使用したいが可能か？
A 3	お客さまにご記入いただく書類等について、新元号「令和」表示の書類をご用意するためには一定の時間を要することから、公表後すぐにご使用いただくことはできません。また、5月1日の改元後も「平成」表記のものがお手元に届く場合がございますのでご了承ください。
Q 4	「平成」表示の保険契約申込書の旧元号を新元号に訂正する場合、訂正署名（訂正印）は必要か？
A 4	原則、訂正署名（訂正印）は不要です。ただし、確認が必要と思われる場合において、当社からお伺いをすることがあります。
Q 5	新元号表示の保険証券は「令和元年」と表示されるのか？
A 5	「令和1年」と表示されます。
Q 6	手続きにあたり確認書類の提出を求められているが、5月以降の日付が「平成」で表示された確認書類でも有効か？（運転免許証の有効期限等）
A 6	確認書類として有効です。